

中岡崎駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定について

1. 基本構想の策定について

(1) 策定の背景と目的

愛知環状鉄道の中岡崎駅及び名鉄名古屋本線の岡崎公園前駅は近接しており、日常生活に密接する鉄道駅を中心とした交通拠点となっており、周辺は南北方向に愛知環状鉄道線及び国道 248 号、東西方向に名鉄名古屋本線及び国道 1 号といった、市内及び周辺都市の拠点間を結ぶ交通ネットワーク網が充実しています。

また、中岡崎駅の乗降客のうち約 53.6%が乗換利用をしており、乗換駅としての役割も担っており、両駅は年間を通じて多くのかたに利用されています。

令和 2 年 12 月に新たな「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が策定され、1 日あたりの平均利用者数 3,000 人以上の駅については、バリアフリー化に関する目標が掲げられています。

岡崎公園前駅は令和 3 (2021) 年度にバリアフリー化工事が完了し、令和 3 年 12 月にエレベーターや多機能トイレが供用開始されたが、中岡崎駅については、1 日平均利用者数が 3,000 人を超えているものの、バリアフリー化が行われておらず、円滑な移動ができていない状況にあります。さらに、市内 17 の鉄道駅のうち、1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅でバリアフリー化が行われていないのは中岡崎駅のみとなっています。

また、本市では令和 4 年 3 月に「岡崎市地域公共交通計画」を策定し、自動車に依存した交通から、持続可能な交通体系への転換を目指しています。この計画の中では「だれもが利用しやすく、安全・安心な交通の実現」を目指して「交通バリアフリー化の推進」を主要施策として掲げています。

これらを背景に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、中岡崎駅周辺地区で駅を中心とした重点整備地区を定め、令和 11 年度を目標に地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための計画として策定するものです。

(2) 中岡崎駅の利用状況

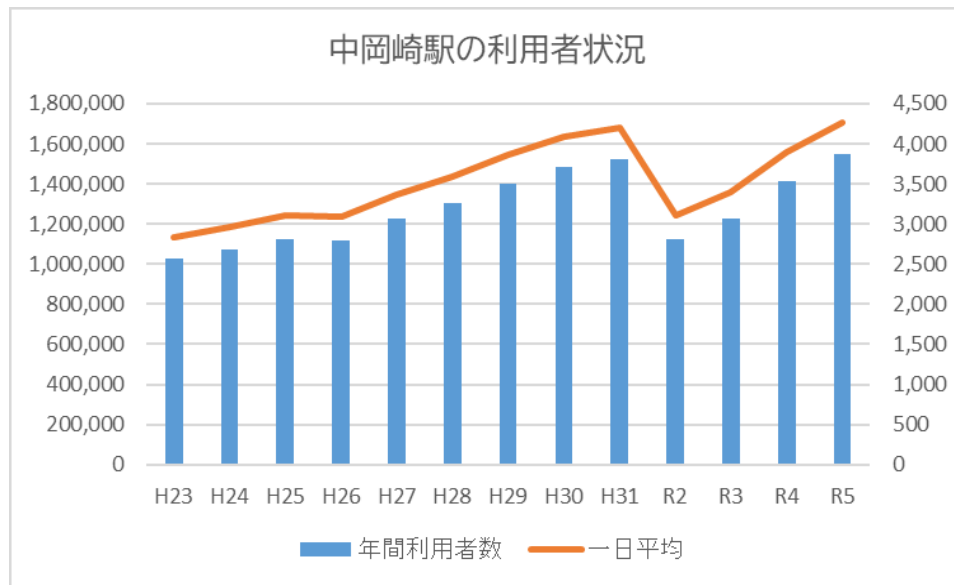


図1：中岡崎駅の利用者状況

中岡崎駅の利用者数は、H25年度以降1日平均3,000人を超えており、R5年度についてはコロナ禍前を超える年間1,547,916人（H31:1,522,087人）、1日平均4,265人（H31:4,200人）でした。

また、R5年度の定期利用者は全体利用者の約52%となっており、日常的な通勤や通学での利用者が多いと考えられます。

(3) 事業全体スケジュール（案）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～10年度
岡崎市	- 基本構想策定(※2) - 各種調整 - 補助金交付要綱策定	補助金交付	各種協議	補助金交付
愛知環状鉄道(※1)	基本設計	- 詳細設計(※3) - 用地測量(※3)	各種協議	改修工事(※3)

※1 中岡崎駅の工事は愛知環状鉄道株が実施

※2 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

※3 鉄道駅総合改善事業費補助金（次世代ステーション創造事業）

2. バリアフリー基本構想の概要

(1) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）」に基づく計画です。

旅客施設を中心とした地区や高齢者や障がい者等が日常よく利用する施設が集積する地区（重点整備地区）において、公共交通機関、道路、路外駐車場、建築物、都市公園等（生活関連施設）と施設間を結ぶ経路（生活関連経路）のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することが求められています。

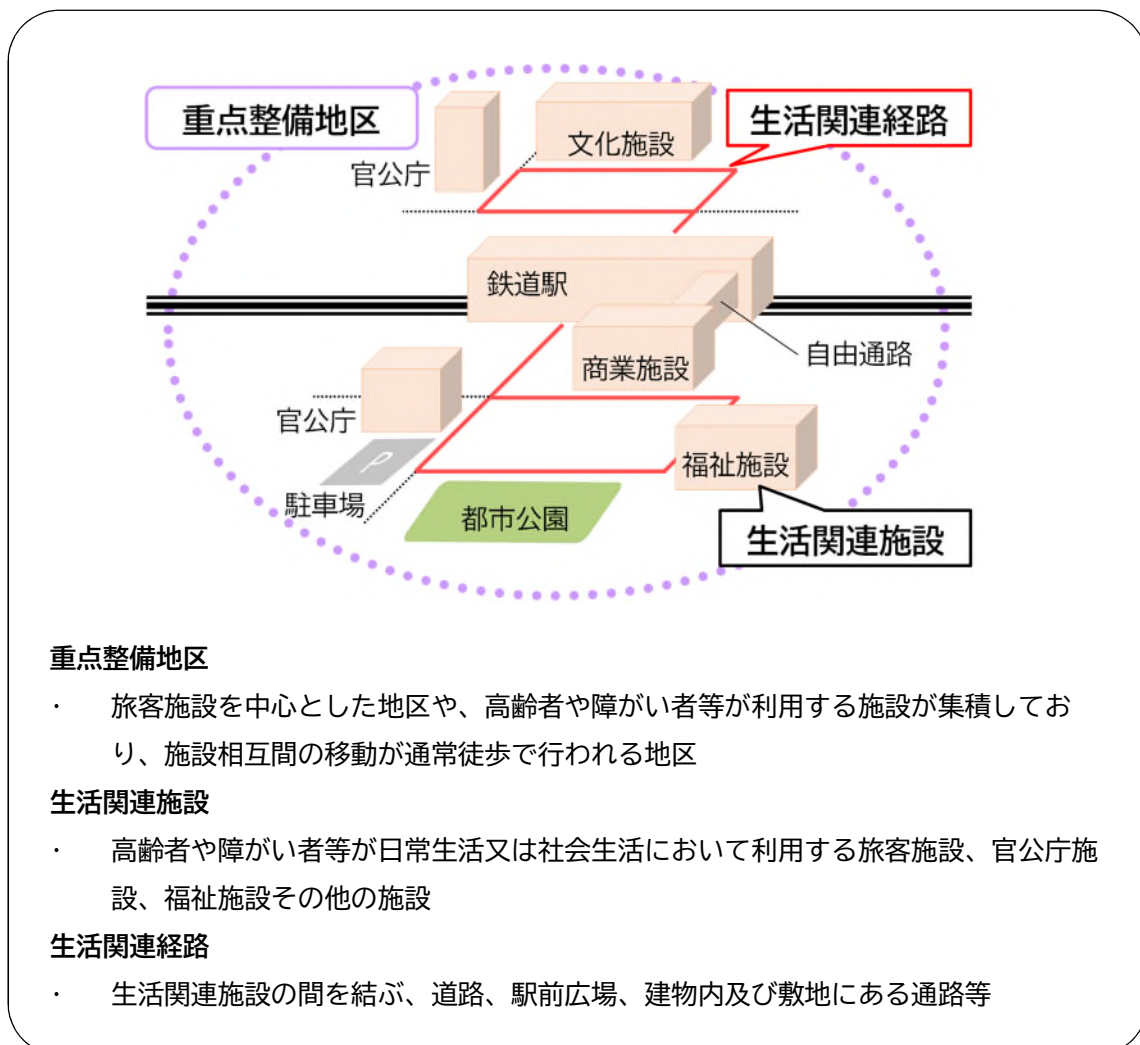


図2：一般的な設定イメージ

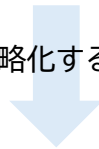
(2) バリアフリー基本構想の記載事項

バリアフリー法第 25 条では、基本構想に明示すべき事項が規定されています。要約した内容は以下のとおりです。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）

※1、4、7については、任意記載事項

簡略化すると、



- A. 対象となる地区・施設・経路を定めます。
- B. 対象地区における整備（バリアフリー化）方針を定めます。
- C. 具体的な事業を定めます。

(3) 事業の区分について

バリアフリー基本構想に定める事業の区分として特定事業・その他の事業（バリアフリー法第25条2項3号）があります。

このうち、“特定事業”を基本構想に定めた場合、その特定事業を実施すべき施設設置管理者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施が義務付けられます（法第28条、31条、33条、34条、35条、36条、36条の2）。

なお、バリアフリー法において、特定事業の内容は以下のように定められています。

表1：バリアフリー法における特定事業の内容

種 類	内 容（要約）
公共交通特定事業 （法2条26号）	・ 特定旅客施設において実施するバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等の整備）、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ・ 特定車両（軌道車両、乗合バス、タクシー等）のバリアフリー化（低床化等）
道路特定事業 （法2条27号）	・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置 ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場特定事業 （法2条28号）	・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園特定事業 （法2条29号）	・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（園路、障がい者用トイレ、休憩所等）の整備
建築物特定事業 （法2条30号）	・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業 （法2条31号）	・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置 ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車取締り強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）
教育啓発特定事業 （法2条32号）	・ バリアフリー化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業 ・ バリアフリー化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

生活関連施設・経路のバリアフリー化については、行政（市）と施設管理者等との協議による事業設定を行います。このため、必ずしも“特定事業”を設定する必要はなく、各施設管理者の事情等により“その他の事業”を記載する場合があります。また、バリアフリー上の課題がない施設は、事業設定を行わないことも考えられます。

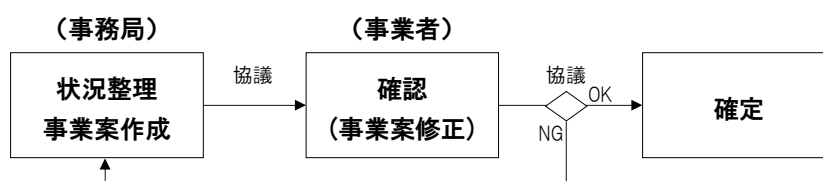


図3：事業設定の流れ

■参考：その他の事業の設定例

その他の事業は、特定事業を除くバリアフリー化に関する事業であり、独自に設定することが可能です。内容としては、以下のような例があります。

表2：その他の事業の概要

視点	内容例
建築物や施設の バリアフリー	人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく建築物のバリアフリー化
	バリアフリー対応の公園整備と適切な維持管理
	オストメイト対応等の多目的トイレの設置促進
交通の バリアフリー	利用しやすい歩行空間の整備（段差の解消、交通安全施設の充実等）
	公共交通機関（鉄道・バス・タクシー等）の利便性の向上
	自転車と歩行者の分離検討
情報の バリアフリー	視覚や聴覚、言語機能等の障がい者等へのコミュニケーション支援の充実
	緊急時の情報提供手段確保の検討
	バリアフリーマップの作成
心の バリアフリー	ホームページや広報を活用した情報提供
	施設管理者等が実施する職員教育
	心のバリアフリーに関するポスター掲示、セミナー
	障がい者サポーターの認定

（４）事業の区分について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

〈補助対象者〉 市町村

〈補助対象経費〉 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想の策定に必要な経費

〈補助率〉 1/2（上限500万円）

鉄道駅総合改善事業費補助金（次世代ステーション創造事業）

〈対象事業者〉 JR、民鉄

〈補助対象事業〉 駅改良と併せて行うバリアフリー施設等の整備

〈補助率上限〉 1/3（バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅は1/2）

